

厚木市地域防災計画見直し（案）への御意見と市の考え方（防災会議委員）

No.	御意見をいただいた委員名	委員からの御意見	厚木市の対応	
1	神奈川県県央地域県政総合センター	船本 和則 委員	<p>見直し（案）12ページ 「ナ 応急給水及び食料供給対策の追加」における食料供給対策に関して、県地域防災計画に規定されている次の内容を追加する。</p> <p>「政府所有米については、交通・通信の断絶により県の指示が得られない場合、直接農林水産省（政策統括官付貿易業務課米穀業務班）に要請」</p> <p>見直し（案）13ページ 「ネ 緊急通行車両による輸送対象の想定追加」における第1段階の輸送対象として、県地域防災計画に規定されている次の内容を追加する。</p> <p>「政府災害対策要員、地方公共団体災害対応要員、情報通信、電力、ガス、水道施設保安要員等初動の災害応急対策に必要な要員・物資等」</p> <p>「ネ 緊急通行車両による輸送対象の想定追加」における第2段階の輸送対象として、第1段階の続行を追加する。</p>	<p>御意見のとおり追加。</p> <p>御意見のとおり追加。</p>
2	神奈川県厚木保健福祉事務所	長岡 正 委員	<p>見直し（案）10ページ P10 新規事項の図 文章では、神奈川DMATやかながわDPATとあるが、図には神奈川DMATのみで矛盾している。県地域防災計画の医療救護活動体系図では、救護班・神奈川DMAT・DPAT等派遣という記載となっているので、その記載に合わせていただくのが良いのではないかと考える。</p>	御意見のとおり修正。
3	神奈川県企業庁厚木水道営業所長	中村 登美 委員	<p>見直し（案）12ページ 県地域防災計画（地震災害対策計画）第4章「災害時の応急活動対策」第5節「飲料水、食料及び生活必需物資等の調達・供給活動」1（3）「飲料水の供給活動」ア「応急給水」（イ）では「県」、（ウ）では「県営水道」と、活動の主体を区別しています。</p> <p>応急給水に関しては、「県」としてではなく、「県営水道」として応急給水の支援を行うこととしている。また、要請があれば他の都営市水道事業者に支援要請を行うこと旨の覚書（応急給水支援に関する覚書（平成19年10月1日））を県企業庁と県営水道給水区域交の12市6町と交わしています。</p> <p>このことから、主な見直し内容のうちの（2）県の防災対策の変更に関する項目「ナ 応急給水及び食料供給対策の追加」に係る「応急給水」に関しては、要請先は「県」だけではなく、「県営水道」を併記した方が良いものと考えます。</p>	御意見のとおり修正。
4	高齢化社会をよくする女性の会 厚木いちごの会	星野 初代 委員	<p>見直し（案）9ページ 「ケ 自主防災組織の女性リーダーの育成の追加」について 女性リーダーの育成については大切なことだと思います。 学校から年代別10代から80代までの具体的勉強会等が必要だと考えます。 高齢者の私もお世話になる年齢になり、皆様との話し合いの機会があったらよいと思います。</p>	<p>御意見のとおり最近では、防災に関する女性の視点について重要視されており、本市においても、女性からみた防災の視点については大変重要であるとと考えております。</p> <p>なお、具体的な勉強会につきましては、ご依頼に基づき、防災セミナーなど男女を問わず、幅広い年代の方々を対象に数多く行っておりますので、こうした機会をぜひご利用ください。</p>